「闘う覚悟で」では、戦争抑止は不可能だ

労働大学企画編集委員　佐久間　和俊

自民党副総裁であり、国会議員の麻生太郎が訪問先の台湾（中国領土）で、中国本土との軍事衝突を念頭に「闘う覚悟を持つことが抑止力になる」と発言して、したり顔の得意満面であった。しかし不思議なのは戦争を放棄し、平和憲法を戴く日本の国会議員が他国に向かって言うべき言葉でもなかったし、さらに許せないのは日本国憲法なんか問題ではないという麻生の態度である。まさか時代錯誤の死の商人のつもりではないのか。このような無責任な発言や政策が今日幅を利かせていることも事実である。なんでも閣議決定で進める政策の驕（おご）りと共通している。

勿論、憲法の諸規定を十分承知した上で麻生は発言しているのだろうが、（会見を意図して）彼の言わんとしているのは、平和への提言ではなく、戦争・紛争を妥当とした「闘う覚悟」がその内容をなしているのだろう。

日本国憲法前文は「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を（中略）平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して（中略）われらの安全と生存を保持しようと決意した」とあって、その結果、憲法第9条で戦争放棄を全世界に向かって宣言したのである。前文の「崇高な理想」とは平和を意味するのであり、いやしくも日本国憲法を戴く日本の国会議員が他国で「闘う覚悟」という戦争を前提とした妄言を吐くべきではない。憲法観がどうあれ、国会議員・公務員は憲法を遵守することは当然のことである。最近気になるのが「法の支配」を内外に向かって発言する自民党政府である。内政としての憲法違背強行の政府が「法の支配」とは恥ずかしくないのか。戦争の抑止は、外交による平和への不断の努力以外には不可能であると私は思う。